



近畿農政局 撮影

七変化、手毬花、四片、八仙花、 これは何の花？ (京都府京都市 近畿農政局)

近畿農政局の正面玄関には、日常的に花のある生活の定着を目指して、管内産地等で生産された花を飾っており、来庁者や職員に紹介しています。

6月下旬の花は兵庫県産の“あじさい”です。名前の由来は、古語で集めるを意味する集（あつむ）と、真っ青を意味する真藍（さあい）から「あづさい」となり、転訛。小さい青い花が集まった様子を表していると言われています。また多くの別名もあります。

今年の京都府における梅雨入りは、平年より15日遅い6月21日となりましたが、この時期に赤・紫・青の鮮やかな色を付けたあじさいは、道行く人々の目を引き付けています。

◆◆ 主な内容 ◆◆

【インフォメーション】

・令和6年度～ディスカバー農山漁村（むら）の宝アワード 募集中！

＜近畿農政局からのお知らせ＞

・令和6年度「飼料用米多収日本一」コンテスト 募集を開始しました！
・環境負荷低減の取組の「見える化」ラベルの愛称が決定！

＜和歌山県拠点からのお知らせ＞

・「小浦れんげ米」ブランド化に向けて
ー 地域農業の再生、担い手の確保、農地保全等の取組 ー

地域の活性化や所得向上につながる農山漁村の 取組事例を表彰します！

令和6年度

～ディスカバー農山漁村(むら)の宝アワード募集中！

1. 趣旨

農林水産省は「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現を推進しています。

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」は、農山漁村の地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を優良地区として選定・発信し、他地域への波及を図る取組です。本年も、他の地域の参考となるような素晴らしい取組事例を募集します。

選定された地区には、選定証の授与を行うとともに、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」特設Webサイトで活動を紹介することなどにより全国的に情報発信します。

詳しくはこちら



【特設Webサイト】

<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/>



2. 募集内容及び資格(団体部門・個人部門)

(1) 募集する取組

地域において、新たな需要の発掘・創造や潜在している地域資源の活用により、農林水産業・地域の活力創造につながる次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する取組について幅広く募集します。

団体を対象とした「団体部門」、個人を対象とした「個人部門」の2部門を各々募集します。

- ア 美しく伝統ある農山漁村を次世代へ継承する取組
- イ 幅広い分野・地域との連携により農林水産業・農山漁村を再生する取組
- ウ 国内外の新たな需要に即した農林水産業を実現する取組

(2) 応募資格

- ア (1)に該当する取組を行っている団体及び個人とし、自薦、他薦は問いません。
- イ 「団体部門」と「個人部門」の重複応募は可能です。
- ウ 過去に選定された団体及び個人は再応募できません。ただし、過去に選定された団体の構成員が「個人部門」で応募することは可能です。また、過去に地方版「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」に選定された団体及び個人は再応募可能です。

(3) 募集期間

令和6年6月7日(金曜日)から
令和6年8月9日(金曜日)まで

令和5年度の実績と
内閣府総務大臣との交流会
(6年度も開催する予定です)



受賞体系

グランプリ



優秀賞

ビジネス・イノベーション部門
所得向上や雇用を生み出す取組等
団体向け

優秀賞

コミュニティ・産地消部門
地域活動による活性化の取組等
団体向け

優秀賞

個人部門
リーダー的な活躍をしている者等
個人向け

(特別賞)

特長の際立つ取組の認知度をさらに向上させるため、選定された地区の中から、特別賞を選定

【お問合せ先】

近畿農政局農村振興部都市農村交流課

担当者：楠本、小原、奥

TEL：075-414-9065

(近畿農政局ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/kinki/press/keikaku/nousonshinkou/240607.html>



令和5年度「食料・農業・農村白書」、「食育白書」、 「森林・林業白書」、「水産白書」に関する近畿ブロック説明会

「食料・農業・農村白書」、「食育白書」、「森林・林業白書」及び「水産白書」は、農業、林業、水産業等を取り巻く最近の動向、主要施策の取組状況や課題、食育の推進等について、広く国民の理解が深まることを期待して作成されております。このたび、令和5年度白書がとりまとめられましたので、4白書の近畿ブロック説明会を以下のとおりオンラインで開催します。

1 開催日時

令和6年7月30日（火曜日）13時00分～16時40分

2 開催内容

「食料・農業・農村白書」について（予定13時05分～13時50分）

「食育白書」について（予定14時00分～14時45分）

「森林・林業白書」について（予定14時55分～15時40分）

「水産白書」について（予定15時50分～16時35分）

＜参加申込フォーム＞

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/240702.html>

3 開催方法

オンライン開催（Webex使用）

4 参加申し込み

どなたでもご参加できます。参加を希望される場合は、令和6年7月23日（火）17時までに上記の参加申込フォームからお申し込みください。参加費は無料です。

申込終了後、説明会前日までに、傍聴に必要な各種情報（URL等）をメールにてお送りします。



各白書のポイント



令和5年度 食料・農業・農村の動向

（特集）食料・農業・農村基本法の検証・見直し

基本法見直しの経緯や、基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題、食料・農業・農村政策の新たな展開方法等について記述しています。



令和5年度 食育白書

この報告書は、食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされているもの。食品安全委員会、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係府省庁等が講じた食育推進施策について整理し、説明しています。



令和5年度 森林・林業白書

（特集）花粉発生源対策等を取り上げた「花粉と森林」

スギ花粉症が顕在化してきた経緯を解説するとともに、伐採・植替えの加速化や木材需要の拡大等によって将来的にスギ林を減らしていくという花粉発生源対策の方向性等について記述しています。



令和5年度 水産白書

本書では、「海業による漁村の活性化」を特集のテーマとして、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業である「海業」により地域の所得と雇用機会の確保等を目指す取組やその推進のための施策等について記述しています。

詳しくはこちら

（近畿農政局ホームページ）



<https://www.maff.go.jp/kinki/press/kikaku/240702.html>

お問合せ先

近畿農政局 企画調整室

担当者：清水、鳥居

TEL：075-414-9036

「食料・農業・農村基本法改正法等に関する 地方説明会」(近畿ブロック)を開催します！

第213回通常国会において成立した、食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法（食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法）について、令和6年8月1日（木曜日）に近畿ブロックにおける説明会を開催します。
なお、本説明会は、Web会議システムを通じての参加も可能です。

1. 概要

食料・農業・農村基本法改正法は、5月29日に成立し、6月5日に公布・施行されました。また、基本法改正法の施策の方向性に即した関連3法についても、6月14日に成立したところです。

基本法改正法及び関連3法について、生産・加工・流通・販売に関わる皆様や消費者の皆様など幅広い関係者の皆様にご理解をいただくとともに、これらの法律等に基づく今後の具体的な施策を検討するにあたり、皆様の御意見をお伺いするため、地方説明会を開催します。

2. 議事

- (1)食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法についての説明
- (2)質疑応答

3. 開催日時及び場所

日時：令和6年8月1日（木曜日）13時30分から16時30分

場所：TKPガーデンシティ京都タワーホテル9階飛雲

（京都府京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721-1）
 及びオンライン方式



地図・アクセス

※ JR京都駅すぐ、ニデック京都タワー9階となりますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください

〈地図・アクセス〉

https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-kyoto/access/?ctid=ad_msa_kk0101（外部リンク）

4. 参加申込方法及び申込締切

※会場で参加される場合の留意事項等の詳細は、以下の近畿農政局ホームページをご覧ください

説明会への参加を希望される方は、インターネットにて、以下のURLにアクセスしていただき、氏名（ふりがな）、連絡先（電話番号、メールアドレス）、職業・勤務先・所属団体名等の名称を記入の上、お申込みください。（電話でのお申込みはご遠慮ください。）

〈会場参加申込フォーム〉定員：80名程度

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20240619-01.html>



会場参加

申込締切 どちらも令和6年7月29日（月曜日）12時00分必着

〈オンライン参加申込フォーム〉定員：500名程度

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20240619.html>

オンラインでの参加を希望される方には、前日までに招待URLを登録いただきましたメールアドレスに送信します。

Web参加



複数名でお申込みの場合も、お一人ずつの記載事項をお書きください。

希望者多数の場合は先着順となります。申込多数により参加いただけない場合はご連絡いたします。

なお、お申込みによって得られた個人情報には厳重に管理し、参加の可否確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

近畿農政局ホームページ

<https://www.maff.go.jp/kinki/press/kikaku/240619.html>



お問合せ先

近畿農政局企画調整室

担当者：高橋、藤野

TEL：075-414-9037

農政局からの お知らせ

◆令和6年度「飼料用米多収日本一」コンテスト 募集を開始しました！



農林水産省及び一般社団法人日本飼料用米振興協会では、飼料用米の生産に取り組まれる農家の生産技術の向上を図るため、平成28年から「飼料用米多収日本一」コンテストを開催しています。この度、令和6年度の募集を開始いたしました。

1.趣旨

飼料用米生産農家の技術水準の向上を図るため、「飼料用米多収日本一」コンテストを開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介します。

2.対象者

- 令和6年産の飼料用米の生産で、次の要件を全て満たす方
- ・飼料用米の作付面積が、おおむね1ha以上生産する方（多収品種及び区分管理に限る）
 - ・飼料用米の多収化、生産コスト低減等に取り組む方

3.募集期間

**令和6年6月 3日（月曜日）から
令和6年7月31日（水曜日）まで**

4.表彰

「単位収量の部」と「地域の平均単収からの増収の部」の2部門に分け審査委員会において審査し、優秀と認められた方々に下記の褒賞を授与します。

また、近畿農政局では下記褒賞のほか近畿管内の応募者の中から近畿農政局長賞を選考します。

- ・農林水産大臣賞・農産局長賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞・全国農業協同組合連合会会長賞・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞会長賞

5.応募先・お問い合わせ窓口など

- ・近畿ブロック事務局（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

お問合せ先

近畿農政局 生産部 生産振興課
担当者：西野、西原、大澤、見瀬
TEL：075-414-9020

応募条件の詳細につきましては、以下の近畿農政局ホームページを御確認ください。

（近畿農政局ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/seisan/nousan/siryu-yo/siryu-yo.html>



◆環境負荷低減の取組の「見える化」ラベルの愛称が決定！

～「みえるらべる」を手にとってみてください～

農林水産省は、より多くの生産者、販売事業者、消費者の皆様へ環境負荷低減の取組の「見える化」ラベルに親しみを持っていただくため、若手職員を中心に検討を行い、本ラベルの愛称を「みえるらべる」に決定しましたので、お知らせします。



1.背景と概要

農林水産省は、みどりの食料システム戦略に基づき、持続可能な食料システムを構築するため、生産者の環境負荷低減の取組を評価し、星の数で分かりやすく伝える「見える化」を推進しています。

本年3月1日から「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」に則った本格運用を開始し、多様な業態で取組が広がりつつあります。今般、より多くの生産者、販売事業者、消費者の皆様へ親しみを持っていただけるよう、若手職員を中心にラベルの愛称の検討を行い、「みえるらべる」に決定しました。

2.「みえるらべる」に込める思い

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」のラベルであることが直感的に連想できるとともに、文字を入れ替えると、「みる」、「えらべる」になっています。消費者の皆様がこのラベルを「見て」、環境負荷低減に資する農産物を「選べる」という願いが込められています。

皆様へ親しみを持っていただけるよう、ひらがな表記でかわいらしく、語感も軽やか、シンプルイズ ベストな名前に決めました。今後、環境負荷低減の取組の「見える化」ラベルの愛称として、広く活用していく予定です。

店頭等で見かけた際には、「みえるらべる」が表示されている商品を是非選んでいただければと思います。

お問合せ先

農林水産省大臣官房
みどりの食料システム戦略グループ
担当者：鷹觜(たかはし)、横山、白石
TEL：03-3502-8056

（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/240614.html



和歌山県拠点 からのお知らせ

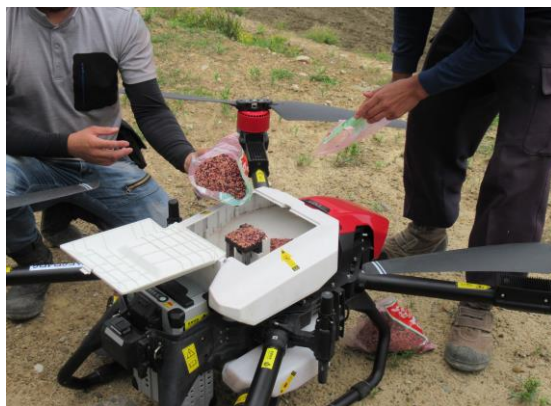
◆「小浦れんげ米」ブランド化に向けて — 地域農業の再生、担い手の確保、農地保全等の取組 —

和歌山県日高町小浦地区では、緑肥を活用した循環型農業で「小浦れんげ米」の栽培・ブランド化による地域農業の再生、担い手の確保、農地保全等に取り組んでおり、非常に有意義な取組で注目しています。



【地元農業者による手播き作業】

令和6年5月23日、整備工事が終了した大船河エリア約3ha（14区画）の圃場において、地元農業者による手播きとドローンにより、5種類の緑肥植物の種子を試行的に散布しました。担い手が減少するなか、労力の軽減や効率化のためドローンの導入を検討していくこととしています。



【緑肥植物の種子をドローンへ】



【種子散布に向かうドローン】

ドローンによる種子の散布作業は、園芸店ナーセリーナカムラ（御坊市）が実施。ドローンは、圃場外郭の座標を記録する準備作業後、散布を開始しました。途中、降雨に見舞われる中、次々と種子を補充、バッテリーを交換しつつ、散布は順調に進みました。今回撒いた緑肥植物は、9～10月に鋤き込み、その後に、れんげの種子をドローンで播く予定です。



【種子散布中のドローンは完全自動航行】



詳しくはこちら（和歌山県拠点HP）

<https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/photo/img/202406oura/rengemai.html>

農林水産省近畿農政局

近畿農政局 HP →



企 画 調 整 室	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)451-9161
滋 賀 県 拠 点	〒520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6F	TEL(077)522-4261
京 都 府 拠 点	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)414-9015
大 阪 府 拠 点	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6F	TEL(06)6943-9691
兵 庫 県 拠 点	〒650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎4F	TEL(078)331-9941
奈 良 県 拠 点	〒630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎3F	TEL(0742)32-1870
和 歌 山 県 拠 点	〒640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5F	TEL(073)436-3831

近畿農政局
メールマガジン

